告示第２９５号

このたび、尾道市御調町三郎丸の一部を地域とする土地改良事業（県営ため池等整備事業登池地区）の施行の申請をしたいので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号。以下「法」という。）第８５条の２第２項の規定により、次の事項を記載した書類とともに公告します。

ついては、この事業計画にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を、所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について、当該土地改良事業に参加しようとするものは、法第３条の規定により令和８年１１月３０日までに尾道市農業委員会へ申し出てください。

令和８年１１月１７日

尾道市長　平　谷　祐　宏

１　土地改良事業計画概要
２　事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準
３　土地改良施設の予定管理方法書

土地改良事業計画概要書

県営ため池等整備事業　登池地区

尾　道　市

土地改良事業計画概要書

第１章　目　　的

本ため池は、尾道市御調町三郎丸周辺の農地をかんがいするため池である。令和 6 年度耐震性点検業務により、地震時における堤体法面の安定性が確保されていない結果となっており、堤体決壊の危険にさらされている。堤体からの漏水、洪水吐の流下能力不足、施設の老朽化等により、本ため池は早急な改修を要する。

本ため池の整備を行うことにより、その安全性とため池の持つ本来機能である農業用水の確保を図る。

第２章　地域の所在及び現況

１　　地域の所在　　広島県尾道市御調町三郎丸に位置する。

２　　現　　況

（１） 地積

（単位：ha）

現況地目 ＼ 所　在	地　積				
	田 (ha)	畑 (ha)	原野 (ha)	その他 (ha)	計
尾道市 御調町三郎丸	1.3	0.7	－	－	2.0

（２） 地形

本地域は、尾道市御調町の山地の間を南方へ開析する谷地形部に位置し、標高59～94mに広がる農振農用地区域である。

（３） 地質

周辺の地質は、花崗岩類を基盤岩とし、その上位には堤体盛土が体積している。

（４） 気象

気候は温暖で降雨量が比較的少ない瀬戸内型に属しているが、温度較差がやや大きい山間部の特性もあわせ持つ。

年間平均気温は 15.3℃、年間総降水量は 1,173.8㎜ である。

（５） 水利状況

本地域の主要な水源となっているが、地震時における堤体法面の安定性が確保されておらず、下流法尻からの漏水も著しく、浸食により堤体が弱体化している。

したがって、ため池本来の農業用用水施設としての機能を充分に果たしていない状況である。

（６） 営農状況

区分	農家戸数	内訳		耕地面積 (ha)	一戸当り耕地面積	
		販売農家 (戸)	自給的農家 (戸)		販売農家 (ha)	自給的農家 (ha)
尾道市	3,559	1,334	2,225	1,453	0.81	0.17
受益地	14	5	9	2.0	0.28	0.06

※受益地の農家戸数に対する内訳は 2020 農業センサスの統計データ（尾道市）による販売農家数と自給的農家数の比率により案分する。

（７） 地域環境の概況

本地域は、尾道市御調町の山地の間を南方へ開析する谷地形部に位置し、標高59～94mに広がる農振農用地区域である。

気候は、温暖で降雨量が比較的少ない瀬戸内型に属しているが、温度較差がやや大きい山間部の特性もあわせ持つ。

周辺の地質は、花崗岩類を基盤岩とし、その上位には堤体盛土が体積している。

第３章 基本計画

1 工事計画の内容

地区名	種類	数量及び規模
登池	堤体	前法面(1:2.0)：布製型枠、張芝 後法面(1:2.0)：法先ドレーン、ブロック練積、張芝
	洪水吐	正面越流式　越流幅 6.5m
	取水施設	斜樋：塩ビ管φ200 ㎜ｺﾝｸﾘｰﾄ巻立 緊急放流施設：塩ビ管φ200 ㎜ｺﾝｸﾘｰﾄ巻立 底樋：プレキャスト管φ600 ㎜

2 環境配慮

環境調査により確認した保護すべき種となる環境省・広島県の絶滅危惧種・準絶滅危惧種は以下のとおりである。

保護すべき種として 12 種（二ホンイシガメ、トノサマガエル、アカハライモリ、ルイスツブゲンゴロウ、コガネグモ、サクラバハンノキ、ヒメコヌカグサ、ヒナザサ、キキョウ、イヌタヌキモ、ヒメタヌキモ、オオミズゴケ）が発見された。コガネグモ、ヒメコヌカグサ、キキョウ、イヌタヌキモにおいては、施工前に捕獲・保護を行い、上流湿地または植木鉢等に移動・移植させる必要がある。その他の種については、本事業による影響は考えにくいため、保護対応の必要がない。

駆除すべき種は確認されなかった。

第４章 管理の要領

工事完了後は、県の条例により譲り受けた尾道市が、条例及び規則に基づいて適切に管理する。

第５章　換地計画の要領

１　換地計画樹立の必要性

該当なし。

２　換地計画樹立の基本方針

該当なし。

３　土地改良法第５条第６項に基づく国有地等の編入承認に係る地積

該当なし。

第６章　費用の概算

430,500 千円（地方事務費 20,500 千円含む）

第７章　効用

〔単位：千円〕

区　　分	年効果額	年増加農業所得額	備　　考
食料の安定供給の確保に関する効果	△44	－	維持管理費節減効果（農業生産）
農業の持続的発展に関する効果	6,624	4,386	災害防止効果（農業関係資産）
農村の振興に関する効果	34,828	－	災害防止効果（一般資産）
多面的機能の発揮に関する効果	19,688	－	災害防止効果（公共資産）
計	61,096	4,386	

想定被害額

作　　物	3,008 千円
農　　地	32,237 千円
農業用施設	112,601 千円
公共施設	439,466 千円
家屋その他	777,407 千円
計	1,364,719 千円

第８章　他の事業との関係

該当なし。

第９章　計画概要図

別紙のとおり

令和９年度新規

農村地域防災減災事業（県営ため池等整備事業）　登池（のぼりいけ）地区　位置図

広　　島　　県

S=1：25，000



集水面積　0.2ha

登　　池

被害想定面積　10.5ha

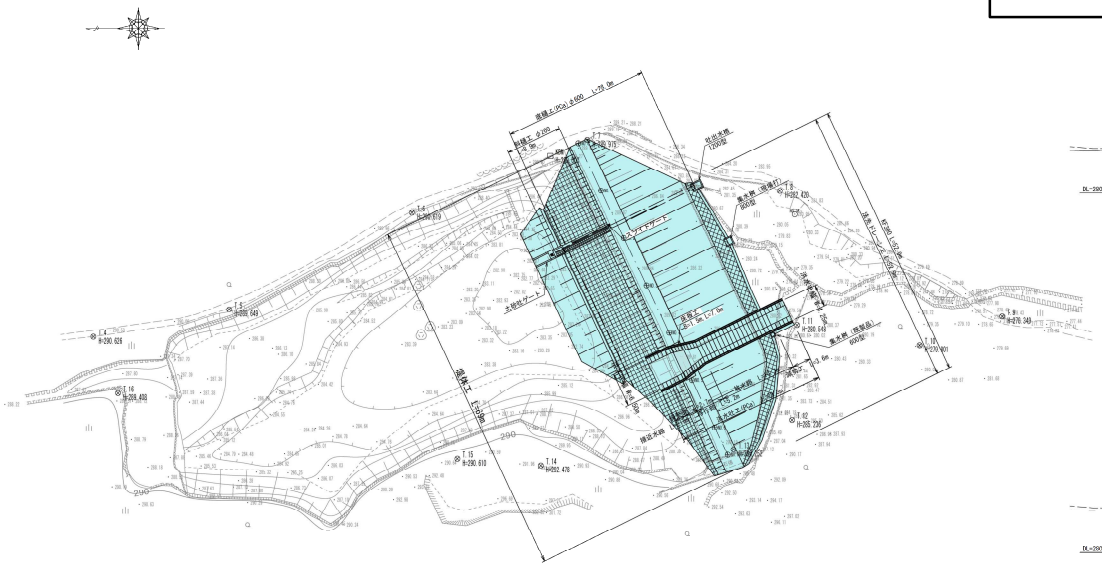
受益面積　2.0ha

凡　例	
計画池	
受益地	
被害区域	
集水区域	

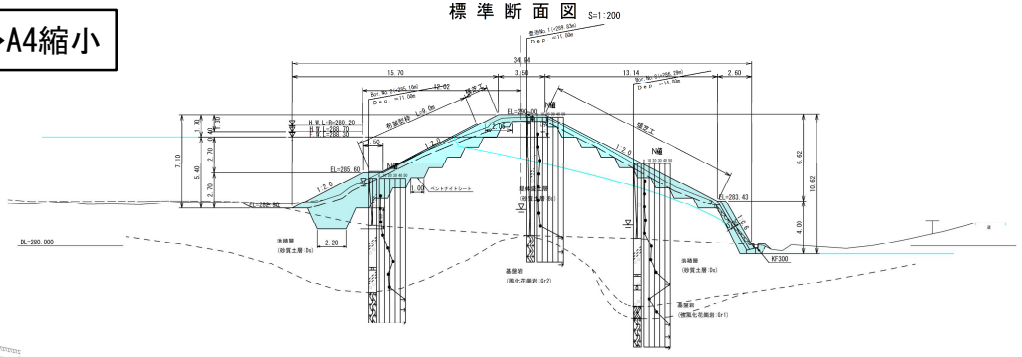
県営ため池等整備事業　登池地区　計画一般図

A1→A4縮小

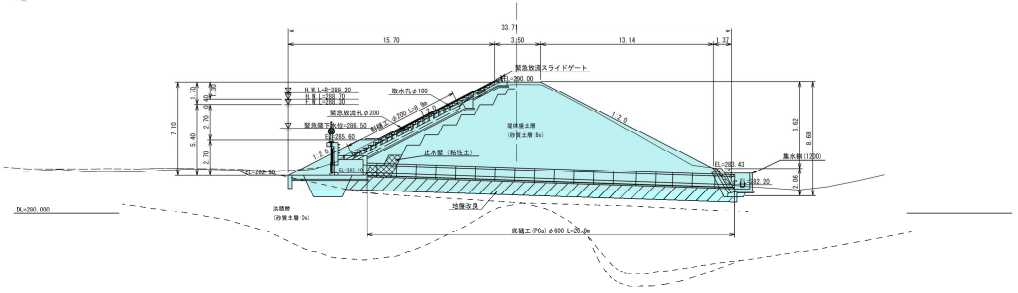
計画平面図 S=1:500



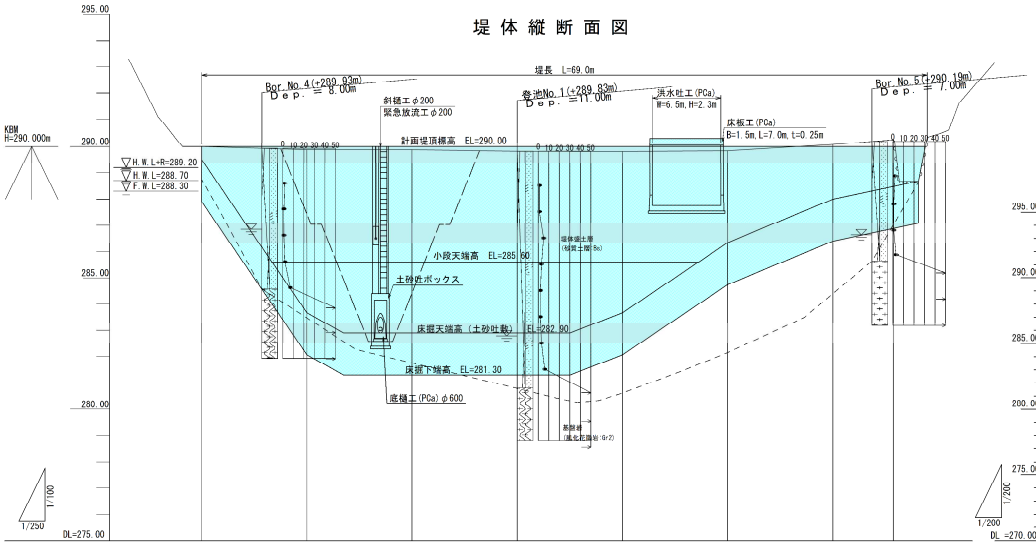
標準断面図 S=1:200



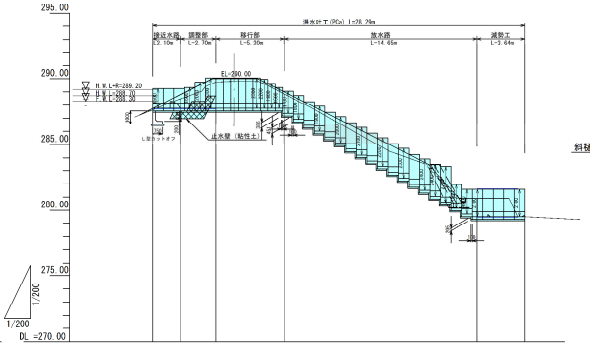
取水施設部断面図 S=1:200



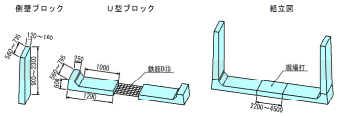
堤体縦断面図



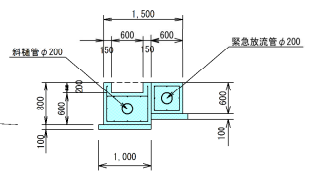
洪水吐縦断面図



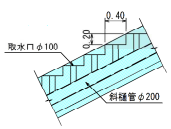
洪水吐工(PCa) 部材詳細図 S=1/100



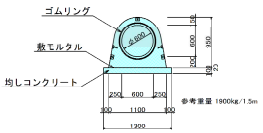
斜樋工断面図 S-1:60



斜樋詳細図 S-1:60



底樋工(PCa)断面図 S-1:60



工事名	県営ため池等整備事業
図面名	登池地区 計画一般図
作成年月日	令和　年　月
縮尺	図　示
図面番号	/
会社名	広島県土地改良事業団体連合会
事務所名	広島県東部農林水産事務所　尾道農林事業所

登池地区県営土地改良事業（ため池等整備事業）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1　事業費及び事業費の負担区分の予定

（1）　県営事業費 410,000 千円（令和 8 年度単価・ただし、物価変動により将来変動することがある。）

※国庫負担、市負担、地元負担は、地方事務費 20,500 千円を除く。

（2）　負担区分の予定（単位：%）

工事の区分	国庫負担	県負担	市負担		地元負担
			負担金	分担金	
ため池工事	55%	39.5%	5.5%	－	－

2　土地改良法第 91 条規定による市負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の尾道市は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条第 6 項の規定により、広島県建設事業負担金条例（昭和 36 年条例第 12 号）に従い負担金を負担する。

3　地元負担金の納入方法

該当なし。

4　地元負担の予定基準

該当なし。

予定管理方法書

登池地区県営土地改良事業（ため池等整備事業）によって造成される施設の予定管理方法等

１　管理者

尾道市が県から譲与を受け、適正に管理する。

２　管理すべき施設の種類

名称	箇所数又は延長	摘要
登池	１箇所	

３　貯水、放流、取水または排水に関する基本的事項

ため池の貯水は、流域からの流入水によるもので、かんがい期には用水路へ放流し、用水路を経て受益地へ配水する。

また、洪水時には洪水吐から放水路を経て、御調川へ流下する。

４　管理に要する費用の概算及び負担の方法

区　分 施設名及び種別	標準年間概算額	備考
登池	37,000 円	受益者負担

５　その他管理方法に関する基本事項

尾道市の条例及び規則等に基づき、適正に管理する。